

学年末・学年始休業期間中の児童クラブ入級のご案内

牛久市教育委員会教育総務課

◎学年末・学年始休業期間中に児童クラブでお預かりが必要な方の申請受付を実施いたします。

なお、ご家庭での生活が可能な場合には、利用を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※通常入級している方で学年末休業期間を利用する場合の手続き等は不要です。

1. 児童クラブの目的（放課後児童健全育成事業）

児童クラブは、市内の小学校、義務教育学校前期課程に在学する児童（1年生から6年生まで）のうち、放課後等の時間帯に仕事をしているなどの理由により、保護者が家にいない児童を対象に、授業終了後から遊びや生活支援を行い、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする事業です。

2. 児童クラブの入級資格

保護者及び同居の親族※1が次の状況にある場合となります。

- (1) 居宅外で労働することを常態※2としている場合。
- (2) 居宅内で児童と離れ、家事以外の労働をすることを常態としている場合。
- (3) 労働等に類する状態にある場合。（以下、5つの例を参照）
 - ・保護者等が常時、昼間に家庭外で就労、就学又は技能訓練をしているとき。
 - ・母子及び父子家庭で求職活動中の状態にあるとき。
 - ・妊娠中（産前6週間前の月初以降）又は出産後（8週間後の月末まで）であるとき。
 - ・病気又は負傷の状態にあるとき。
 - ・同居又は別居の親族を常時介護し、又は常時看護しているとき。

※1 同居の親族とは、祖父母、親類縁者又は同居人など、世帯を同じくしている者。

（世帯分離していても、同一又は隣接する敷地内に居住している者を含む。）

※2 家庭で週2日以上、放課後に留守家庭になり、その状態が継続すると認められる児童。

3. 学年末・学年始休業期間における児童クラブの開級日

学年末休業期間：令和8年3月25日（水）～31日（火）の平日

学年始休業期間：令和8年4月1日（水）～6日（月）の平日 ※新1年生は7日（火）まで

4. 児童クラブの開級時間

午前8時～午後6時（延長利用希望者：午前7時～午後7時※別途延長料金がかかります）

5. 保護者負担金

負担金	消耗品費	延長負担金 （希望者のみ）
1,000円	100円	1,000円

※出席日数に関係なく一律の金額となります。

※住民税非課税・生活保護世帯の場合には負担金等免除の対象となります。免除を受けるためには別途申請が必要です（児童クラブ負担金・児童クラブ間食費・児童消耗品費免除申請書）。

6. スポーツ安全保険

児童クラブでは、事故などをおこさないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起こることがあります。児童クラブの活動時間中の万一の事故等の備えとして、希望する方にはスポーツ安全保険（年額 800円）をご案内しております。

保護者負担額：年額400円（市が半分の400円を負担します）

◆申請方法等について◆

1. 定員について

※申請をいただいても入級できない場合がございますので予めご了承ください。

規則で定める各児童クラブの定員、既に入級している児童の利用予定者数を考慮し、入級者を決定いたします。

2. 申請期間

令和8年2月2日（月）～20日（金）

3. 受付場所・受付時間

教育総務課（ひたち野リフレビル5階）・月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

※申請は郵送でも受け付けます。（宛先：茨城県牛久市中央3丁目15番地1 牛久市教育委員会 教育総務課）

4. 申請に必要な書類

(1) 児童クラブ入級申請書・・・児童1人につき1部

(2) 家庭状況調査票・・・1部（就労以外の理由の方は、裏面も記入）

(3) 就労証明書等・・・同居親族で働いている人全て（父・母・祖父母等）

a.) ①会社等に勤務している（パート等を含む）、②内職者、又は③事業主、④農業等従事者である。

→①②の必要書類：就労証明書

③④の必要書類：●法人⇒就労証明書＋「源泉徴収票」の写し（法人の場合）

●個人事業主⇒就労証明書＋「直近の税申告書1表2表」の写し

※事業所得額0円の場合は「青色申告決算書」または「収支内訳書」の写し

※事業開始初年度の場合は、以下のいずれかの写し

- ・開業届
- ・登記事項証明書・営業許可証
- ・事業の名称、所在地、内容がわかるパンフレットやホームページ
- ・請負契約書
- ・認定農業者認定証等

b.) 就学又は技能訓練をしている。→在学証明書や技能訓練をしていることを証明できる書類

c.) 母親が産前・産後である。→母子手帳の写し（産休中の方は就労証明書も必要）

d.) 病気・負傷又は看護・介護をしている→申立書（疾病）、申立書（介護）

※診断書・障害者手帳等の写しの添付が必要となります。

e.) 母子・父子家庭等で求職中である。→公共職業安定所からの求職活動証明書等

f.) その他の場合→教育委員会が求めるもの

※（1）～（3）の書類を揃えた上で申請いただきますようお願いいたします。

(4) 負担金免除申請書・・・児童1人につき1部（免除対象者でかつ負担金免除の申請を希望する者）

申請書等は、市のホームページからダウンロード可能です。また、市教育総務課にもおいてありますので、必要な方はお申し付けください。

5. 入級の決定の流れ

①入級申請受付

②入級審査：定員を上回る申込みがある場合、次の児童を優先とさせていただきます。

(ア) 母子・父子家庭の世帯の児童、保護者等が重度の障がい者や要介護者である世帯の児童

(イ) 低学年児童

③入級決定通知発送：3月上旬～中旬予定

④入級に関する説明：初めて児童クラブを利用する方は、入級前に必ず児童クラブにて説明を受けてください。

牛久市児童クラブ一覧	所在地	電話・FAX
向台小児童クラブ	牛久町1606番地	029-874-6071
岡田小児童クラブ	岡見町2050番地2	029-874-6059
牛久小児童クラブ	牛久町2619番地	029-872-0277
神谷小児童クラブ	神谷4丁目14番地	029-871-6351
おくの義務教育学校児童クラブ	久野町670番地1	029-875-0041
牛久第二小児童クラブ	田宮町530番地	029-873-2126
中根小児童クラブ	中根町235番地	【1組～4組】029-873-5041 【5・6組】029-871-3831
ひたち野うしく小児童クラブ	ひたち野西2丁目11番地	029-873-1950

問い合わせ先：教育総務課

TEL：029-873-2111（内線3332・3333）、FAX：029-872-2550、E-Mail：ksoumu@city.ushiku.ibaraki.jp